

# 緊急対策経営支援助成金・緊急対策経営持続化助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少し、経営に支障が生じている町内の事業者に対して、事業活動の維持または継続のための支援として助成金を交付します。

	緊急対策経営支援助成金	緊急対策経営持続化助成金
対 象	<p>次のすべてに該当する飲食店を営む小規模事業者(支店やフランチャイズ店は除く)</p> <p>①申請日時時点で町内で1年以上継続して営業している事業者(日本標準産業分類「中分類76-飲食店」に該当し、従業員が5人以下であること)。</p> <p>②助成金受領後も事業を継続する意思がある事業者。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の影響により、1カ月(令和2年4月から令和2年9月までの任意の月)の売上高が前年同月と比較して50%以上減少している事業者。</p> <p>④町税を滞納していない事業者(新型コロナウイルス感染症の影響により徴収が猶予されている場合は除く)。</p> <p>⑤緊急対策経営持続化助成金の交付を受けていない事業者。</p> <p>⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものおよびこれに類する業種でないこと。</p>	<p>次のすべてに該当する事業者</p> <p>①国の実施する持続化給付金の給付を受けているまたは給付の決定を受けている事業者。</p> <p>②助成金受領後も事業を継続する意思がある事業者。</p> <p>③次の個人事業主または法人。</p> <p><b>個人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民票が作成された日(他の市町村から吉岡町に住所を移した人は届出をした日)が令和2年5月1日以前であり、その日から申請日まで引き続き町の住民基本台帳に登録されている人。</li> <li>事業所の所在地が町内にあり、事業により事業収入を得ている人。</li> </ul> <p><b>法人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人登記を行った日が令和2年5月1日以前であり、その日から引き続き法人登記がされている法人。また法人登記上の本店の所在地が令和2年5月1日において町内にあること。</li> </ul> <p>④町税を滞納していない事業者(新型コロナウイルス感染症の影響により徴収が猶予されている場合は除く)。</p> <p>⑤緊急対策経営支援助成金の交付を受けていない事業者。</p> <p>⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものおよびこれに類する業種でないこと。</p>
助成金額	1事業者につき10万円(1回のみ)	
助成金の使途	人件費、家賃、光熱水費、仕入れに係る費用、その他の事業活動の維持または継続に要する費用	
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 令和元年分の確定申告書の控え等の写し ※法人の場合は法人事業概況説明書控えの写しも添付 <input type="checkbox"/> 売上高がわかる書類(減収月の売上高および前年同月の売上高がわかる売上台帳などの写し)	<input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 持続化給付金の振込みのお知らせの写し(両面) <input type="checkbox"/> 令和元年分の確定申告書の控え等の写し <p><b>個人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告書第一表の控えの写し(1枚)</li> <li>青色申告の場合は所得税青色申告決算書の控えの写し(1枚目)</li> <li>白色申告の場合は収支内訳書の控えの写し(1枚目)</li> </ul> <p><b>法人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告書別表一の控えの写し(1枚)</li> <li>法人事業概況説明書の控えの写し(1枚目)</li> </ul>
申請期限	令和2年10月30日 <sup>金</sup> 必着	令和3年2月26日 <sup>金</sup> 必着

\*写しは画像を印刷したものは不可とする場合があります。

\*様式は町ホームページからダウンロードし、郵送で申請してください。

▶申請・問い合わせ先 産業観光課 産業振興室 ☎26-2280(直通)

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料減免制度

### ▶対象者

#### 全額免除

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯員

#### 一部減額

主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯員

・一部減額の具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について以下のすべてに当てはまる人

①事業収入や給与収入などの、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。

②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。

③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

\*収入を証明する書類が必要となります。

▶問い合わせ先 住民課 住民保険室 ☎26-2249(直通)